

和歌山県新型コロナウイルス感染症を疑う患者受入れのための救急・周産期・小児医療体制確保事業 所要額精算書

医療機関名:

1. 設備整備等事業

区分	整備数	基準額 単価	総事業費 (A)	寄附金その 他の収入額 (B)	差引額 (A)-(B) (C)	対象経費の 実支出額 (D)	基準額計 (E)	選定額 (F)	県補助 基本額 (G)	県補助 所要額 (H)	県交付 決定額 (I)	県補助 受入済額 (J)	差引不足額 (H)-(J) (K)
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
(1) 新設、増設に伴う初度設備を購入するために必要な需要品(消耗品)及び備品購入費	床	133,000			0		0	0	0				
(2) 個人防護具(マスク、ゴーグル、ガウン、グローブ、キャップ、フェイスシールド)	人	3,600			0		0	0	0				
(3) 簡易陰圧装置	床	4,320,000			0		0	0	0				
(4) 簡易ベッド	台	51,400			0		0	0	0				
(5) 簡易診療室及び付帯する備品		実費 相当額			0		0	0	0	0			0
(6) HEPAフィルター付き空気清浄機(陰圧対応可能なもの)		905,000			0		0	0	0				
(7) HEPAフィルター付きパーテーション	台	205,000			0		0	0	0				
(8) 救急医療を担う医療機関において、疑い患者の診療に要する備品		300,000			0		0	0	0				
(9) 周産期医療又は小児医療を担う医療機関において、疑い患者に使用する保育器	台	1,500,000			0		0	0	0				
合計			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

備考

- 「選定額(F)」欄には、対象経費の実支出額(D)と基準額計(E)とを比較して少ない方の額を記入すること。
- 「県補助基本額(G)」欄には、(C)欄と(F)欄を比較して少ない方の額を記入すること。
- 「県補助所要額(H)」欄は、県補助基本額(G)に10/10を乗じて得た額を記入すること。  
また、1,000円未満は切り捨てて記入すること。